

さいたま市見沼区選挙管理委員会告示第34号

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により、読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和7年7月3日

さいたま市見沼区選挙管理委員会委員長 倉 島 利 三

期日前投票所	期日前投票所を設ける期間
見沼区役所内	令和7年7月4日から令和7年7月19日まで